

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応
と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和2年3月

(令和3年3月26日更新)

国 税 庁

法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応や当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

(注) このFAQは、令和3年3月26日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

(各問をクリックすると該当ページへジャンプします)

1 申告・納付等の期限の一律延長関係

問1. 令和2年分確定申告の期限延長〔令和3年2月26日更新〕	6
問2. 申告以外の各種申請や届出の期限延長	
〔令和3年2月3日追加〕	7
問3. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否	
〔令和3年2月26日更新〕	8
問4. 申告所得税等に関して延長の対象とならない手続	
〔令和3年2月3日追加〕	8
問5. 申告所得税（及び復興特別所得税）の延納期限	
〔令和3年2月3日追加〕	8
問6. 既に申告を済ませている場合の納付期限	
〔令和3年2月3日追加〕	9
問7. 納付期限までに納税できない場合	
〔令和3年2月3日追加〕	9
問8. 一律の期限延長に伴う口座振替日	
〔令和3年2月3日追加〕	9
問9. 申告所得税等以外の税目について	
〔令和3年2月3日追加〕	10

2 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 令和元年分の確定申告をこれから行う場合	
〔令和3年2月3日更新〕	11
問1-2. 期限までに申告等ができなかった場合の個別延長	
〔令和3年2月3日追加〕	12

問 4. 《賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合》 〔令和2年4月30日更新〕

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。

そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。

このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

- 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものとして税務上、取り扱われることとなります（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。
- しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。
 - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
 - ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
 - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。

なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額の受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度（個人の場合は年分）を通じて、受贈益を含めた益金の額（収入金額）よりも損金の額（必要経費）が多い場合には課税が生じることはありません。
- この取扱いは、テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様です。

〔参考〕

- 法人税基本通達 9-4-6 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4(1)―10 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

問 7-3. 《民間金融機関による実質無利子・無担保融資により受給した保証料補助に関する収益計上時期の取扱い》〔令和 3 年 2 月 26 日追加〕

当社では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度を利用し、信用保証に係る保証料の全額補助を受けることとなりました。

この制度では、信用保証協会への保証料の支払を国が行うものであるため、当社から信用保証協会へ支払う保証料はありません。

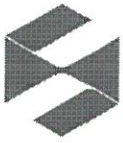
通常、信用保証に係る保証料については、保証期間分の保証料の額をまとめて信用保証協会に支払い、保証期間に応じて対応する保証料の額を費用として計上していました。この制度の保証料補助については、どのような処理となりますか。

- ご質問の保証料補助については、特段の処理を行わなくても差し支えありません。
- 融資を受けた場合に信用保証協会に支払う保証料については、信用保証協会から保証期間における信用の保証という役務提供を受け、その対価として支払うこととなります。また、保証期間分の保証料の額を最初にまとめて支払うのが通常ようです。
この場合の会計処理は、そのまとめて支払った保証料の額は前払費用として資産の部に計上し、保証期間の経過に応じて、対応する保証料の額を費用の部に振り替えることとなります。税務上の取扱いも同様です。
- ご質問の保証料補助については、信用保証協会に支払う保証料の全額を国が支払うこととなりますので、法人が支払う保証料は生じません。
そのため、法人において特段の会計処理を行う必要はありません。税務上の取扱いも同様です。
- なお、この制度では、保証料の半額を補助する場合もあります。この場合には、保証料の額の半分を国が支払い、残額を法人が信用保証協会に支払うこととなります。
この場合の会計処理は、その支払った保証料の額（半額相当）を前払保証料等として資産の部に計上し、保証期間の経過に応じて、対応する保証料の額を費用の部に振り替えることとなります。税務上の取扱いも同様です。

〔参考〕

上記の経理処理については、経済産業省のホームページにも掲載されています。

https://www.meti.go.jp/covid-19/shikinguri_keieisyori.html



民間金融機関による実質無利子・無担保融資により受給した保証料補助に関する 経理処理Q & A

実質無利子・無担保融資により受給した信用保証料補助の経理処理に関するQ & Aを作成しました。本Q & Aは、信用保証料補助の経理処理に関する考え方を示すものです。

Q：国が実施している民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度による信用保証料補助について、実際には事業者は補助金の交付を受けないが、この場合、会計上はどのように取り扱えばよいか。

A：国が実施している民間実質無利子・無担保融資制度による信用保証料補助制度は、事業者が信用保証協会に支払うべき保証料の額の全額又は半額を国が事業者に代わって信用保証協会に支払うものです。

経理処理としては、次の処理が考えられます。

【支払う保証料の額がゼロとなる場合】

特段の処理は必要ありません。

【支払う保証料の額が半額となる場合】

支払った保証料の額は、「前払保証料」等として資産勘定に計上し、保証期間の経過に応じて、対応する保証料の額を保証料等の費用勘定に振り替えます。

税務上の取扱いについても、会計と同じです。

最終更新日：2020年11月16日

〒354-0035

埼玉県 富士見市 ふじみ野西 3丁目
13-2

武蔵野銀行 ふじみ野支店

御中

00025604192107

20008695

このお知らせはお客様にお渡しください。

信用保証決定のお知らせ（お客様用）

当協会の信用保証をご利用いただきありがとうございます。この度の信用保証委託申込につきましては、以下のとおり決定いたしました。
なお、お支払いいただいた信用保証料は、繰上完済により一部を返戻することがあります。

株式会社 御中	顧客番号 60095	保証番号 200287
借入金額 30,000,000 円	保証日 令和 2年 7月21日	保証期間 実行の日から120か月 (貸付実行日の応当日まで)
保証金額 借入金額に保証割合を乗じた金額	制度 コロナ7 (4 危 (法免除))	返済方法 元金均等 37か月目 から 119か月目まで 1か月毎 358,000円、 120か月目 286,000円
保証割合 100 %		

お支払いいただく信用保証料はありません。

一括支払

0 円

保証料の計算式は以下のとおりです。

計算区分	計算金額 (円)	保証割合 (%)	保証料率 (年%)	計算期間	分割係数	保証料額(円)
据置期間部分	30,000,000	× 100	× 1.050	36 / 12	=	945,000
分割返済部分	30,000,000	× 100	× 1.050	84 / 12	× 0.550 =	1,212,750
据置金額部分						
保証料総額						2,157,750

お客様負担額

0

国負担額

2,157,750

保証料についてのお問い合わせ先

担当部署 企画総務部 経理課

住 所 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル11階

電話番号 048-647-4711

保証の手続きについてのお問い合わせ先

担当部署 川越支店 保証課

住 所 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟5階

電話番号 049-249-1681

ホームページ <http://www.cgc-saitama.or.jp/>

埼玉県信用保証協会

5

譲渡所得のチェックシート(令和2年分)

このチェックシートは、正しく譲渡所得の計算ができるよう、一般に誤りやすい事項についてまとめたものです。「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」・「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合譲渡用】」を作成の際に次の事項を確認した上、これらの内訳書等に添付してご提出いただくようお願いいたします。

[] 内の確認した書類及び「確認」欄の該当するものを○で囲んでください。

確 認 事 項		確 認										
①譲渡価額	売却代金は契約書等で確認されましたか。 [売買契約書・覚書・念書 預金通帳・その他()]	はい	売買契約書などで確認してください。									
	※受け取った固定資産税等の精算金も譲渡価額に含めて計算します。	いいえ										
②売却資産の 取得費	購入(建築)代金は契約書等で確認されましたか。 [売買契約書・覚書・念書 預金通帳・その他()]	はい	建物などについては減価償却費相当額を差し引いた金額が取得費となります。									
	取得の時期は契約書等で確認されましたか。 [売買契約書・覚書・念書 預金通帳・その他()]	はい										
		いいえ	概算取得費と造成費などは重複できません。									
	建物がある場合、建物については減価償却の計算をされましたか。	はい										
		いいえ	買換え・代替又は交換の特例を受けている場合には、取得費の計算が一般の場合と異なります。									
	概算取得費(売却代金の5%)のほかに土地の造成費などを重複して取得費に含めていませんか。	はい										
購入したときに、買換え、代替又は交換の特例を受けていませんか。	はい											
③譲渡費用	仲介手数料などの譲渡費用は領収証等で確認されましたか。 [領収証・その他()]	はい	領収証などで確認してください。									
	固定資産税や修繕費のような資産の維持管理費となるものが、譲渡費用の中に含まれていませんか。	はい	維持管理費となるものは、譲渡費用に該当しません。									
土地や建物の長期・短期の区分は、確認されましたか。		はい	左の表で確認してください。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>資産の売却の日</th> <th>売却資産の取得の日</th> <th>長期・短期の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地 建物</td> <td rowspan="2">令和2年中</td> <td>平成26年12月31日以前</td> <td>長 期</td> </tr> <tr> <td>平成27年1月1日以後</td> <td>短 期</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		資産の売却の日	売却資産の取得の日	長期・短期の区分	土地 建物	令和2年中	平成26年12月31日以前	長 期	平成27年1月1日以後	短 期
区 分	資産の売却の日	売却資産の取得の日	長期・短期の区分									
土地 建物	令和2年中	平成26年12月31日以前	長 期									
		平成27年1月1日以後	短 期									
売買契約書には、契約金額に見合った収入印紙が貼ってありますか。		はい	貼っていないときには、過怠税を納めなければならない場合があります。									
		いいえ										